

インボイス発行事業者は

消費税の申告が必要です！！

2割特例



インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、売上金額を集計すれば、手軽に消費税の納税額が計算できる特例があります。

2割特例ページ



2割特例の適用は最大4回まで！？

令和5年分～令和8年分の申告が2割特例の対象です。

※ 2割特例の適用には、一定の要件があります。詳しくは上記「2割特例ページ」をご参照ください。

令和6年分の納税額は去年の約4倍！？

令和5年分で2割特例を適用した方が、令和6年分で2割特例を適用すると、去年の約4倍の納税額が想定されます。消費税は延納制度がありません。納税準備が必要です！！

| 令和5年分 (10月～12月) の課税売上高 | 適用 税率 | 2割特例の 納税額試算 |
|------------------------------|----------|----------------|
| 100万円 | 10% | 18,100円 |
| | 8% | 14,800円 |

令和5年分と令和6年分
納税額の比較

約4倍

| 令和6年分 (1月～12月) の課税売上高 | 適用 税率 | 2割特例の 納税額試算 |
|-----------------------------|----------|----------------|
| 400万円 | 10% | 72,600円 |
| | 8% | 59,200円 |

インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

相談窓口一覧表



国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

～帳簿への記帳・帳簿書類の保存が必要です～

個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は、帳簿を備え付け、業務に係る帳簿書類の一定期間の保存が必要です。

記帳のしかたがお分かりにならない場合は、以下の方法をご検討ください。

① 「記帳説明会」への出席



説明会のご案内



② 指導機関を利用



※下記「指導機関のご案内」をご覧ください。

③ YouTube動画の視聴



国税庁
動画チャンネル



記帳をすることで…

- 一定の帳簿の備付けにより、税金の計算で有利な特典が受けられる「青色申告」を申請できます
- 事業の経営状況を正確に把握することができ、事業の合理化・効率化が図れます
- 確定申告前の集計作業も効率的に行えます

青色申告について



記帳・保存をしていないと…





- 売上げに関する帳簿を保存していなかった場合や帳簿の売上げについての記載が不十分であった場合、加算税が重くなる場合があります。（加算税の加重措置）
- **消費税の申告の際、仕入税額控除が受けられない場合があります。**

加算税の
加重措置について



《指導機関のご案内》

※「無料の記帳指導」以外の指導を受ける場合、会費や指導料が必要となる場合があります。

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| <p>青色申告会</p> | <p>各種事業活動を通じて、青色申告の普及・育成、納税道義の高揚や税知識の普及を図ることを目的に、個人事業者を中心とした青色申告者が自主的に設立した団体です。</p> <p>会員に対する会計ソフトを使用した記帳指導や決算指導、研修会や会報誌による税知識の普及、また、会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。</p> | <p>全国青色申告会 総連合HP</p>  |
| <p>商工会議所 商工会</p> | <p>商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立された団体です。</p> <p>小規模事業者に対する経営改善普及事業を中心とした各種事業を行っています。</p> | <p>全国商工会 連合会HP</p> <p>日本商工 会議所HP</p>   |
| <p>税理士会</p> | <p>税務に関する専門家として、税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務を行っています。</p> | <p>日本税理士会 連合会HP</p>  |